

廣津柳浪「黒蜩蛭」試論

—《家》の制度性をめぐって—

二宮 智之

はじめに

廣津柳浪の「黒蜩蛭」(明治二十八年五月二十日『文藝俱樂部』)は文学史において、悲惨深刻小説として位置付けられている。しかし塚越和夫氏は、その悲惨深刻小説、観念小説という括りの粗さについて述べている。¹⁾ これら悲惨深刻小説、観念小説の作品群は日清戦後の社会矛盾が生み出したとされているが、それに対し、氏はこれらの作品群を生んだ作者がそれぞれに持つ内的な必然性を探る必要性と、それぞれの独立した作品論が乏しいことを指摘している。²⁾

この様な問題点は、柳浪の代表作とされる「黒蜩蛭」にも当てはまるだろう。「黒蜩蛭」もまた独立した作品論に乏しく、それらの作品論も悲惨深刻小説としての括りから、必ずしも脱し得てはいないからである。本論では、悲惨深刻小説に関わる論及から、ひとまずの距離を置き、別の角度から「黒蜩蛭」という作品の内実と背景について考察したい。

一 「黒蜩蛭」における問題点

まず、この作品で主に問題とされてきたのが、吉五郎の人物像である。早くに竹内博氏は、《与太郎、お都賀の絶対服従主義、それを支える儒教的・仏教的諦観が、吉五郎の家父長的独裁権を暴力的に伸長させ、遂に吉五郎という当面の敵は消えても、家父長制が依然として存続している限り、彼らは永久に解放されることはないのである。³⁾》と論じ、家父長制と封建的道德観を批判し、作中の悲劇の原因をそこに見ている。作中にある吉五郎の人物像は、一日中酒を飲み、子の与太郎の許へ来た嫁に次々と手を出すというもので、最後に嫁いで来たお都賀には冷たくあたり、孫の与吉の誕生にも全く関心を払わないといったおよそ悪人の典型といった描かれ方をしている。その様に横暴に振舞い、君臨している吉五郎は確かに《家》の中において家父長としての位置にある。しかし、彼の横暴な行いが、即、家父長的な独裁権であるとする論には、一抹の疑問が残る。

山田有策氏は吉五郎の人物像と作品中の悲劇について、《「黒蜩蛭」の吉五郎の性格破綻ぶりはグロテスクなほどすさまじい。養子の与太郎を働かせ、朝から酒をあびるこの老人の解体した精神は性的世界においてグロテスクなほど陰惨な形で現われてくる。彼は養子の嫁に次

から次へと手を出し、これまでに六人の嫁を逃げ帰らせているのである。この吉五郎の性的破産という精神的不具性が悲劇の原因であり、悲劇を演じる嫁のお都賀には責任はほとんど無い。⁴》として、吉五郎の《グロテスク》で《陰惨な》《精神》を指摘している。さらに、塚越和夫氏は《「家」は柳浪にとつて絶対的な価値を有していたのである。とするなら、例の「黒蜩蛭」も封建的な家父長制の悲劇を描いたものなどではなく、「道徳と教化」の行われぬ下層社会出身の「理義に晦き」吉五郎個人の愛欲がひきおこした悲劇だったのである。⁵》と論じている。つまり、吉五郎の行動の原因を家父長制に求めるのではなく、吉五郎自身の個人的な問題として捉えているのである。

吉五郎は家にあつて家父長としての位置にあり、それによつて彼の横暴な振舞いが許されているという一面も否定できない。しかし吉五郎の行動が《家長的独裁権》という言説にそぐわない部分が生じているのも事実であろう。その事は先に挙げた二氏の論が指摘する様に、吉五郎の問題は《家長的独裁権》ではなく、彼自身の性格、精神に帰するとしている事からもうかがえる。

その齟齬はどこから生じているのであろうか。結論からいえば、吉五郎は、酒、性欲、など、自身の個人的な欲望についての心配はしても、《家》の存続についての意識がないのである。《家長的独裁権》が《家》の存続、自身の《家》への維持ということに繋がらない様な吉五郎の行為は、結局個人の域を出ないとみなされるのではないだろうか。吉五郎の孫、与吉への無関心も、吉五郎が、家長としての《家》の維持へ関心が向いていないことを示しているといえるだろう。

この様に、従来の吉五郎像は、家長的独裁権といびつな彼の精神性、という面に回収され、典型的、類型的な悪役としてでしか捉えられていないのである。だが、果たしてそうであらうか。以下、吉五郎の人物像とその行動について、養父、養子の関係と時代背景としての家族制度などの視点から考察する。

二 背景としての家族制度

従来の論に従えば、やはり吉五郎は家父長的な位置に支えられながら、彼のいびつな精神性と相まって、与太郎・お都賀夫婦に対し横暴に振るまい、それが終局での《悲慘》に繋がるといふ図式からしか「黒蜩蛭」という作品を見ることができないであらう。

しかし、その様な視点からでは説明のつかない吉五郎の言動も見受けられる。従来の視点で見た限りでの吉五郎は酒と性欲にまみれた、どぎつい悪人であり、与太郎とお都賀に対して絶対的な立場にあることになる。しかし以下の部分を見ていくと、その図式に対して疑問が生じる。

『やい、與太、與太ン兵衛、何處を魔誤つてやがるでい。噂の事だと云やア、鼻汁ツ垂しめツ、二ツ返辭で躓踏しやアがッて、親には構やアがらねえんだな。お都賀と共謀になつて、親に當りやアがるんだな。當るなら當ツて見ろい、へん年は老たツて鍾馗の吉五郎だ。さア何とでも爲て見やアがれ。』

「ここでは「お都賀と共謀になつて、親に當りやアがるんだな。當るなら當つて見ろい」と、吉五郎は啖呵を切る。しかし、作中では、むしろ与太郎、お都賀が吉五郎に乱暴されていたはずであり、その行為と立場は逆である。だが同様の物言いは吉五郎の口から何度も繰り返される。

中央に胡坐をかきたる吉五郎、既青くなるまでに酔ひ、口はへ
の字結び、瞳子は上眼に瞞り、まだ土間に立たる與太郎を屹度睨
みて、『さア如何でも爲やアがれ。年は老たつて鍾馗の吉五郎でい。
篋棒めツ、與太、手前なんぞにや指一本さゝせねえぞ。さア何と
でも爲やアがれ。』

繰り返される「年は老たつて鍾馗の吉五郎」という啖呵が、「年老
で、四肢は漸次きかなく」なつてゐる吉五郎の現状を思い起こすとき、
威嚇としては虚しく響き、もはや吉五郎の強がりではないことが頭
わになる。さらに、

お都賀が來やがつてから、口が殖たの何のツて漸々乃公の口を絞
りやアがつて、此頃ぢやア五合と相場を定めツちまやアがつたぢや
ねえか、此上孩兒なんぞ出産されて、おたまり小法師があるもんか
い。孩兒が生れりやア、乃公は何様な目に會わされるか知れやしね
え。へん老人の乾物なんざア、何處へ持つてツたツて、錢にやなる
めいぜ。加之に無鹽の脂ツ氣なしと來ちや、與太、手前捨所にも魔

誤つくだらうぜ。

と、吉五郎は与太郎に向かつて啖呵をきる。しかし、与太郎は吉五郎
に對して「何様な目に會わ」すだの、ましてや、「捨」てる事などあ
るわけがない。なぜなら与太郎は吉五郎に對し、これまで「養育の恩
の万分之一を報する」のみであつたからである。

吉五郎がこのような言動をとるのは何故だろうか。ここで、与太
郎が吉五郎の養子である、という關係に注目する必要があるだろう。
吉五郎の家における位置について、与太郎との關係を作中から追
つてみたい。すると、

與太郎と吉五郎とは血を分ちし親子にはあらざりけり。吉五郎が
女房われに子なきを悲しみ、世話する者あるに任せ、親知らずの約
束して、腹も痛めず我子となせしは、與太郎が二歳の秋の暮れなり
きと云ふ。

とあるように、与太郎は吉五郎と血のつながりのない養子として育て
られ、また、「養母が與太郎の螟蛉なる由を、彼のみにはあらず、世
間へも深く包みし上、度々住所を轉たれば、與太郎は其を知らん機會
なかりき」とあるように、与太郎自身は自分自身が養子であることを
知らされずに育つてゐるのである。

つまり、一人事実を知る吉五郎は与太郎が自分の実子ではないとい
う事実を隠しておかなければ自分の身がどうなるかわからない。それ

こそ彼は捨てられる事も怖れなければならぬ者として《家》の中に存在しているのではないか、ということである。先に挙げた様に吉五郎は「年老で、四肢は漸次きかなく」なっている。吉五郎はその威勢とは裏腹に弱い立場にあるとも考えられるのである。この吉五郎と与太郎の関係について、山田有策氏は次の様に論じている。⁶⁾

ただ、今までの論には「黒蜷蜓」の悲劇の原因を封建的な家長制に求める見方が支配的であった。しかし、ここでまず問題なのは養父であることをひた隠し、あくまで与太郎に実の親子だと思ひ込ませている吉五郎の犯罪的行為であり、信じきっているからこそ、与太郎は〈実父〉の機嫌をそこなわないように気をつけているわけである。つまり与太郎の意識内部で重要な位置を占めているのは吉五郎が血のつながった実父であるという観念であり、だからこそ彼は吉五郎の醜さを己のものとしてとらえざるを得ないのである。

氏は吉五郎の行為について問題となるのは、家長長制ではなく、「血のつながった実父であるという観念」である、としている。では、なぜ吉五郎は与太郎にとつて「実父」であることが重要なのだろうか。一つの視点として、当時の養子縁組についての規定を記した明治二十三年に公布された民法から考えてみたい。この民法は、民法典論争の結果、施行されることなく、「旧民法」と呼ばれるようになったものである。しかし「旧民法」は当時の裁判の基準として用いられて、明治三十一年に施行された「新民法」にも引き継がれている。養子縁組

の規定に関しては両者に大きな違いはない。「黒蜷蜓」発表当時の明治二十五年において「旧民法」の養子縁組についての規定は次の様になっている。

(旧民法・人事編)

第三百三十四條 養子ハ縁組ノ日ヨリ養家ニ於テ嫡出子ノ權利及ヒ義務ヲ有ス

つまり、養子縁組をすれば、実子と同様の権利と義務が生じるとされている訳である。よつて扶養の義務も生じる。それを規定しているのが次掲の条文である。

(旧民法・人事編)

第二十六條 直系ノ親族ハ相互ニ養料ヲ給スル義務ヲ負擔ス

嫡母、継父又ハ其配偶者ノ子トノ間及ヒ婦又ハ入夫ト夫家又ハ婦家ノ尊屬親トノ間モ亦同シ

第二十八條 養料ノ義務ヲ負擔ス可キ者ノ順位ハ左ノ如シ

第一 第二十六條ニ掲ゲタル者

第二 兄弟姉妹

直系ノ親族ノ間ハ其ノ親等ノ最モ近キモノ養育ノ義務ヲ負擔ス

扶養の義務が規定されている条文については、養子でも縁組がな

されている限り、実際の親族と同様なのは先に見た通りである。

作品内に目を向けてみよう。吉五郎は「年老て樂が爲たけりやこそ、手前の様な無氣力野郎を、馴れねえ男の手一つで人間並に爲て遣ツたんでい」と与太郎に罵声を浴びせており、彼の打算的な一面が伺える。更に作中においても、「吉五郎は其妻に異りて、與太郎を子とし愛せるならねば、女房世を去りし後は、職業思わしからずとて、我のみ酒臭き息は吐きても、與太郎へは朝夕を缺しめし事も多かりき。斯しつゝも尚ほ與太郎を養ひ、螟蛉なる由をも知らしめざりしは、思ひの外小腕の利きて、あはれ一人前の大工となりなん見込みあれば、これに依て老後を安くせんと思ひたればなりけり。」とも記されている。吉五郎の打算的な面が強調されているのである。

ところが、養子であるということが明らかにになると、状況が変化することも考えられる。養子縁組の離縁に関する条文に目を向けてみる。

(旧民法・人事編)

第四百十條 離縁ハ左ノ原因アルニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ

得ス

第一 養子ヨリ養家ノ尊屬親ニ對シ又ハ養家ノ尊屬親ヨリ養子

ニ對スル暴虐、脅迫、遺棄又ハ重大ノ侮辱

第二 重罪ニ因レル處刑

第三 竊盜又ハ詐欺取財ノ罪ニ因レル重禁錮一年以上ノ處刑

第四 浪費

第四百十一條 離縁ヲ請求スル訴權ハ養子ヲ爲シタル者

及ヒ養子ト爲リタル者ノミニ屬ス

養子ヲ爲シタル者又ハ養子ト爲リタル者力死亡シタルトキハ離縁ノ訴權ハ消滅ス

但訴訟中ニ死亡シタル場合ニ於テハ現實ノ利益ヲ有スル者其訴訟ヲ續行スルコトヲ得

第四百十條は養子縁組の解消についての規定である。第一の「養子ヨリ養家ノ尊屬親ニ對シ又ハ養家ノ尊屬親ヨリ養子ニ對スル暴虐、脅迫、遺棄又ハ重大ノ侮辱」があるときはその關係を破棄することができ、その權利は第四百十一條にあるように、養子と養親、相互に持っている。

これは、養子が養親に対して絶縁することもできるという規定である。これにより、与太郎は吉五郎と絶縁することができるのである。しかし、吉五郎が眞の關係を隠すことによつて、その可能性は閉ざされる。この様な観点から見れば、吉五郎の行為の意味がよりはつきりと見えてくるであらう。

吉五郎は、妻との間に血の繋がりのある子を設ける事が出来なかつた。妻が生きている間には擬似的に維持されていた吉五郎を中心とした《家》が、彼女の死によつて崩壊する。そこに残つたのは吉五郎の与太郎に対する打算だけであつた。しかも吉五郎は、妻の死後、「職業思はし」くなかつた。すると、従来、家父長制の頂点におり、抑圧者であるとされる吉五郎は、実は与太郎との養子縁組によつて、その

位置にいるにすぎない脆弱な存在となつてくる。自らの身の《家》における位置、自らが《親》であるということ執拗なまでに与太郎に問ひただす姿がそのことを物語つていのである。

三 《家》における位置をめぐつて

—《家》のヘゲモニー—

さらに吉五郎と与太郎との対比において、両者の《家》における位置を考察してみたい。先程も触れた様に、妻の死後、仕事が思わしくない吉五郎に比べ、与太郎は「小腕ながら父には勝り」、お都賀との間になした子—吉五郎が持てなかつた自らの血をひく子—を設け、吉五郎が築けなかつた様な《家》の中心とならうとしている。

吉五郎は与太郎に向かつて、「噂をもちや兒が出来るてえなア、手前のようなわからずやにだつてわからないことはあるめえ」と罵る。しかし、その吉五郎こそ、「噂」を持つても「兒」が出来なかつた者なのであることに留意しなければなるまい。

ここで吉五郎の行動について、改めて検討してみたい。吉五郎の欲望にまず酒への欲望があつた。

吉五郎は心中面白からず、嫁とは云へど心置かれて、從來の我儘はなるまじ。云はば敵を二人にするも同じこと。今でさへ、酒料の不足勝なるに、人一個殖るだけ影響を食うて溜るものかと、兎角に難じて應と云はねば、

ここに、「嫁とは云えど心置かれて、從來の我儘はなるまじ。いわば敵を二人にするも同じこと」と吉五郎の心中が描かれている。この様に吉五郎は、与太郎とその嫁からすれば、意のままに振舞える、上の立場であるにも関わらず、与太郎が嫁を迎えた際の自らの位置について考えなければならぬのである。結局、酒への欲望は表面的な問題にすぎないのではないだろうか。与太郎が家の中心となつた場合、吉五郎は《家》における自らの位置が脆弱なることを自覚するが故に、従来通り自分が家の中心であることを誇示することで、《家》の中心としての自分の位置を絶えず確認させ続けなければならぬのである。

しかし与太郎が嫁を娶り、新たな家ができ、家の中心となれば、吉五郎はその位置にすることが困難になる。加えて、吉五郎と与太郎の血の繋がりがない親子関係に比べ、与太郎が子を持つということは、吉五郎が持てなかつた血の繋がりのある親子関係を築いていくということになるのである。

ここでさらに注目したいのが吉五郎の性欲の問題である。従来、吉五郎の性欲は、彼の自身の獸性、性格破綻者としての側面からでしか論じられてこなかつた。彼は与太郎の嫁に來た娘に次々と手を出すことで、与太郎と嫁を離縁させていく。すると、先の吉五郎の《家》における位置という問題から考えれば、吉五郎の性欲は単に獸性そのままの性欲というだけにとどまらず、与太郎を中心とした《家》を作らせないため、吉五郎自身は持てなかつた血の繋がりのある《家》を与太郎に作らせない為の吉五郎の戦略という意味を帯びてくるのである。

斯て、棟梁が媒酌に迎えしは、何處に出しても羞かしからぬ容色。

色白にて眼に權をもち、口尻あがり小股しまりて、半天を引掛け吾妻下駄を突掛し姿は、與太には惜しきと仲間評判され、羨まるゝ迄夫婦仲は睦まじかりしに、何とかしけん廿三日目に逃げ歸りて、彼方より無理離縁を乞りぬ。次に迎へしは、むつちりとした丸顔、眼の下に黒子ありて愛嬌ばたばたと落ちなん風情。年も十七咲出し花に比べたりしに、或夜泣明せし次の日、吉五郎が洗湯に行きし留守の間に見えずなりぬ。六人目迄は三十日とは辛抱せず、何れも逃歸りたれば、後には、何か有るまじき評判さへ立ちて、媒酌せんと云ふ者さへあらずなりき。七人目に來りしは、今の女房お都賀なりける。

ここに見る様に、現に与太郎の下に六人嫁いだ娘達は、吉五郎によつて、みな逃げ歸り、離縁を申し出る。さらには媒酌しようとするものさえいなくなる。吉五郎の性欲は与太郎の《家》を成立させないために絶大の威力を發揮したのである。その上で次の場面を考えてみたい。

與太郎は六人の女房に懲り果て、此上は一生獨身にて暮すの外なし。父を見送りし上ならば、また御相談をも願ひませうが、先づ其まではと、たまたま世話せんと云ふ者あるをも謝絶りたりき。さるに、不思議なるは父の吉五郎、前に嫁を迎ふるは不承知なりしに似

ず、頻りに與太郎を促し、一日も速く七人目を迎えよと云ふ

当初、与太郎の結婚に「兎角に難じて應と云は」なかつた吉五郎は、何故か「頻りに與太郎を促し、一日も速く七人目を迎えよと云ふ」ようになる。ここで吉五郎は、与太郎に《家》を持たせないための《性欲》という手段が目的へとなつていく様子をみる事ができるのである。与太郎に嫁を持たせないようにすること、すなわち自身の位置を脅かす与太郎を中心とした《家》を作らせない事は《性欲》を持つてすれば、吉五郎にとつて造作もない事だということが判明するのである。しかも、その《性欲》を満たす事さえ出来てしまうのである。場合によつては嫁との間にできた子によつて新しい関係が生じる可能性さえある。

このような吉五郎の人物造形は早くに典型的過ぎる悪人像として、リアリティに欠けると指摘されてきた。²⁾しかし、養父が《家》の中心としての位置に拘泥し、養子との間に摩擦が生じた事件として、明治二十六年一月三十日の「読売新聞」に次のような記事を見ることができ

人獸 茲に一農あり田畑十町歩を有して一大有力者と仰がるゝも年知命に及びて未だ嗣子あらず依て夫婦養子をなしたるに父其嫁を愛するの度養子に過ぎ、數々遊山保養に伴うて一家の風波を引起せり是に於て養子父の隠居を乞ひたるに父稍や之を諾したるも未だ家督を許さず所有地五反歩を割與して養子夫婦を數里の外に別居させ

而して嫁は用事ありとて我が許へ呼び寄せ數十日を経て歸さず嫁も亦甘んじて此に止まれり養子乃ち稍や疑ふ所あり探つて父の妻に通ずるを知り直ちに離縁を促して之を許され次で妻とも離別せり然るに前の養父は早父子の縁絶えたりと喜び傲然前の嫁を召びて我が妾となす斯て月餘前の養子養父と由妻の姦通せる確證を得有夫姦を以て二人を告訴したるに裁判所は願人既に訴權を失いたりとて之を受理せざりし右は正しく日本刑法の下に起りたる事實なるが一論者は養子離別後と雖も滿三ヶ年は正しく訴權あるものとし一論者は全く裁判所と同じく訴權なきものとし他の一論者は好し訴權あるとするも同居親族偷盜不論罪と同じく罪とならざるものとして議論やかましく近日去る代言人は右に關する研究會を起すとなり疑問の事項若し事實とせば此父婦こそ人外のものと云ふし

吉五郎の行動について、前掲の塚越氏は《例の『黒蜩蛭』も封建的な家父長制の悲劇を描いたものなどではなく、「道德と教化」の行われぬ下層社会出身の「理義に晦き」吉五郎個人の愛欲がひきおこした悲劇だったのである。》としている。

しかし性の問題が《家》の《制度》と関わる場合、それは個人の内部におさまる欲望ではとどまらない問題となる。そこには関係性の中での意味が働いてくると考えるべきであろう。前掲の記事は、養父が養子夫婦の妻と関係したため、養子が妻を離縁したのをいいことに、養子との関係をも解消し、養子の妻を妾にしようというものである。

この記事から伺えるのは、養父が満たしたいのは性欲のみでなく、自らが家父長として《家》の中心として君臨したいという《家》における位置へのヘゲモニー的な欲求なのである。吉五郎の行動にも同様の欲求をみることができるのではないだろうか。ただ、新聞記事「人獣」の養父が持つ様な財産を吉五郎は持たない。よって吉五郎の新しい《家》の再生は非常に困難となる。吉五郎になんとか可能なのは今ある家長としての位置を持続することのみであろう。

ところが、与太郎はその様な事は思いもよらないのである。彼はあくまで父に「養育の恩の万分一を報ずる」為に、《家》を「圓滑」まろくすることしか考えていない。そして、そのためにお都賀を娶ろうとする。だが、それは与太郎が《家》の中心になることでもあり、吉五郎の持ち得なかつた《家》を与太郎が手にすることに他ならない。その両者の齟齬が現れているのが次掲の場面である。

斯くと聞たる吉五郎、喜ぶかと思へど不承知を唱へて、一つには家の飾ともなるべき女房、酔興にも程こそあれと難ずるを、一旦約せしを犬猫同様、掌かへす違約もなるまじ。兎角に私が望なればとて、終にお都賀を娶りたりき。

《家》の円満の為にお都賀を娶った与太郎。それに対し、与太郎の《家》を壊す事はもとより、それ自体が既に目的とも化した吉五郎の性欲は、一度手をつけて追い出す嫁なら、と美しい女を望むのである。吉五郎には与太郎の嫁を「家の飾」にさえする気などないのである。

そして、吉五郎はついにお都賀にも手を出す。吉五郎とすれば、これは本来、与太郎の嫁を追い出し、自分が《家》の中心であり続けるための手段なのである。だから、老婆が「まさか今度のにそんな事は」というほどのお都賀であっても、それは関係ない。なぜなら吉五郎にとって《性欲》は本来、彼の目的ではなく、手段でもあったからである。しかし、お都賀はこれまで逃げ帰った娘達のように与太郎と離縁する事はなかった。吉五郎の目論見はここではじめて頓挫するのである。

加えて、与太郎の子、与吉の誕生によって、吉五郎の《家》での位置は一変する。吉五郎が中心の《家》は消え、与太郎中心の《家》が成立していく。与太郎は吉五郎が持ち得なかった、血縁によって成立している《家》を手にしたのである。《家》を手にはできなかった吉五郎は再び酒への欲望をあらわにする。しかし、それは吉五郎の敗北感と嫉妬をカムフラージュする為のものではない。

何だツて。可愛かるだア。産婆さん、串戯云いッこなしだぜ。自分分は此奴の方が、餘程可愛いや。なア、手前とが一番氣が合つてらア。何時見ても憎くねえな、手前ばかりだ。さアも一杯可愛がツて遣るべい。

といった具合である。吉五郎にはそうするより他に方法はない。《性欲》によって与太郎の《家》を成立させまいとする目論見は崩れ、《親であること》を主張するしか、吉五郎がこの《家》の中で位置を得る

方法はないのである。執拗に繰り返される「親の口を乾しやがつて」という言葉がそれを示しているよう。

しかし与太郎にも変化が見られる。彼は自分の子をもつ親となり、新たな《家》の中心となった。そこで与吉の泣き声に対し、今まではあらわにならなかった吉五郎への反抗心をのぞかせるようになる。

様子を見居たる吉五郎。『與太、そりや何でい。鳥渡見せな。何だ、孩兒の祝の膳腕だと。馬鹿野郎め、何の眞似爲やがるんでひ。大事の親の口を乾しやアがつて、此様な眞似爲て見てえんだな。えーッ。』と罵るかと思える間に、足を上げてお都賀が方へ蹴付けたり。

あなやとばかりお都賀身を避せば、膳は飛んで柱に當りて縁離れ、腕は不運にも與吉が頭をはたと打つ。わツとばかりに泣出せば、餘りの事に與太郎も『家爺、お前も餘り……。』

と、云掛けしが思返し、さし垂頭きて眼を閉れば、お都賀は我と共に泣きつ、『えー、たがよく。』と、與吉が頭を撫でツ擦りつ

同様の変化はお都賀にも見られる。『此兒も可愛想だよ。罪もねえ、何にも知らねえものを……寧ろ死んじまつた方が、此兒の幸福かも知れねえよ。ねえ、おばさん。』と、さし垂頭きて眼には涙見ゆ」といった、お都賀の悲しみの表出は、自分が吉五郎に襲われた時さえあらわれなかった。与吉の存在が与太郎とお都賀に明らかに変化を齎しているのである。

このように、与吉の存在は与太郎を中心とする《家》が成立したことを示している。つまり吉五郎にとつては、自身がもはや《家》の中心足り得ない事を示すものに他ならない。彼が与吉に対して示す嫌悪感はそのためである。自分の前に、いわば自身の敗北の証をつきつけられて面白がるう筈がないのである。

しかし与太郎にとつては、《家》を「圓滑」^{まろく}するための願いを込めていたに違いないのである。《与吉》という名が、与太郎と吉五郎の二人の名前を合わせた名であり、《家》の存続を願う名であることがうかがえる。しかし、その願いは吉五郎と根本のところ齟齬をきたしていた。吉五郎にとつては、血縁で成り立つ《家》を自分が持つこと、《家》の中心として存在することこそ望んでいた。吉五郎の妻が生きていた時には、その状態が擬似的に保たれていた。彼女が与太郎の母として振舞う限り、吉五郎は与太郎の父として、自分自身の《家》における位置を自覚できたのである。彼女の死を契機として、吉五郎が荒れていくのは、妻の存在によって自覚されていた吉五郎自身の父としての役割と位置を支える者がいなくなったからにほかならない。《家》における自身の位置と役割をめぐって、吉五郎は不安に相對していたと考えることもできるだろう。吉五郎の行為は《家》における自身の位置の脆弱さを覆い隠そうとするものなのである。

四 「黒蜩蛭」と《家》の観念

—その制度性の問題—

従来、「黒蜩蛭」は、封建制道徳や家父長制からの抑圧、あるいは

吉五郎の横暴が悲劇の原因であるとされてきた。作品内に目を向けた論においても、吉五郎の性格や与太郎の主体性のなさを論じ、類型的な人物造形の甘さが指摘されるに留まっている。

それに対し、本論では「黒蜩蛭」における問題を、《家》における役割と位置を巡つての葛藤として考察した。通常、近代文学におけるテーマの典型としての《家》は、《家》の存続と維持の為に個人の個性や意志が抑圧されるという図式であろう。(徳富蘆花の「不如帰」、島崎藤村の「家」などが想起せられる。)ところが、「黒蜩蛭」における《家》の観念は、むしろ登場人物が扱つて立つ処として、求められるものとして設定されている節がある。

吉五郎の行動が、《家》の中で不安定な己の役割と位置を安定させるのが為の行動であるとすれば、求めるものは《家》という制度に依拠した形でのアイデンティティということになる。また、与太郎がお都賀とともに、「孝」を尽くす事で父に「養育の恩の万分一を報」じ、「圓滑」^{まろく}治まる《家》を夢みるのも、《家》という制度における理想像を求めている事であろう。《家》は柳浪にとつて絶対的な価値を有していたという指摘はここにもあてはまる。しかし作品内において、誰もその理想に辿り着く事は出来ない。吉五郎とお都賀の死、嫁が舅を毒殺するという、およそ理想に遠い家族の姿によって、《家》が崩壊する。そして残った《家》は父一人、子一人という、悲劇の発端でもある《吉五郎・与太郎》と同じ構図である。もちろん与太郎と吉五郎では性格も違ふし、与太郎と与吉には血の繋がりもある。しかし、それでもなお、求める《家》に辿り付けなかつた点で与太郎も吉五郎

も同じかもしれないのである。

家制度との対立と個の確立が、日本の近代文学としてのテーマであるならば、旧来の家制度に価値を求めている人物が登場する「黒蜷蜒」は近代文学としての要素を持たない、未発達な作品ということになつてしまふだろうか。しかし家制度の抑圧という観点から考えれば、あの制度を抑圧するもの、いわば敵として捉え得ずに、むしろ価値として志向してしまふところに、制度としてのより深い抑圧があると考えられるのである。それは作者柳浪にも及んでいる抑圧を見ることが出来るといつてもいいだろう。

最後に、近代の文学と家制度の図式の中に、吉五郎と与太郎がどう位置付けられ、「黒蜷蜒」をどう位置づけるかについて概括し、結論としたい。

「近代日本文学における家族」において、潮見俊隆氏、阪本美代子氏は、近代文学作品に描かれている家族制度と家観念について次のように論じている。

第一期は日露戦争までの日本資本主義の形成期であるが、この時期の小説にあらわれる家族は、士族階層の家族と平民階層の家族というきわだつた二つの類型をしめしている。士族階層の家族は、明治政府が教説として採用した儒教的な「家」観念、法律として定立した「家」制度の基礎をなしたものであつて、伝統的な「家」観念によつてつよく色どられている。このことは、親の意識にもつともよくあらわれており、家族のなかで親の意識と行動を決定づけるの

は、祖孫一体の「家」の存続、発展という価値である。子は親のいだけこのような儒教的な「家」意識にたいしていちおうの疑問はいだけけれども、その疑問は親の意思に反対する行動や独立の志向まではないは発展しない。士族階層の家族にたいして、平民階層の家族はまったく様相をこにしてしている。庶民家族の生活においては、子は親にとつて家族の生活をささえる道具である。庶民家族の親子関係ははなはだ即物的であつて、儒教的な「家」の観念がはいりこむよちがなく、政府のいう「家」制度の教説はそもそも庶民家族には定着する基盤を欠いていたといつてできる。

これを踏まえて、吉五郎と与太郎の位置を見てみたい。すると、庶民階層としての吉五郎の意識は、《子は親にとつて家族の生活をささえる道具》であり、《即物的》であるといつてよいだろう。しかし、与太郎には強く《儒教的な「家」の観念》が入り込んでいる。親の吉五郎は庶民階層の典型として描かれているが、子の与太郎は士族階層としての家観念を持つていことになる。しかも、その家観念に疑問を持たなかつた親世代の意識を持つつという様相を呈する事になるのである。《士族階層で、家観念について疑問をもたない》与太郎の意識は、そのまま作者柳浪のものと考えられることもできよう。士族出身の彼にとつて、《家》という観念は、求めるべき理想として「黒蜷蜒」の中で機能しているのである。

また一方で、与太郎に明治政府の家族制度のイデオロギー政策の定着を見ることが可能かもしれない。家父長家族制度を基に天皇制国家

を確立すること、孝と忠の観念をもって、天皇制中央集権国家の観念をまとめ上げるのが明治政府の教説であった。明治天皇は当初、京都から江戸に向かう際に沿道の孝子、節婦に対し、褒賞を与えた。忠孝の道を奨励することによってその頂点に位置する天皇制国家を意識させたのである。明治八年には太政官布告第二百一十一号によって、節婦、孝子の格付けが行われ、表彰をすることによって、忠孝のイデオロギ―を庶民層に行き渡らせようとしている。以降もその方針は推し進められる。

しかし「黒蜷蜒」に描かれた《家》は、与太郎の理想とする《孝》が、現実を前に虚しいものであることを示し、明治政府が推進する様な《孝》の観念が無力であることを露呈させる。無論、その様な批判性を柳浪が持ちあわせていたと評価するのは早計であろう。しかし「黒蜷蜒」という作品は、《家》という制度と観念が急激な変化に巻き込まれた時代の渦中にあることは間違いないのであり、「黒蜷蜒」に描かれた《家》の問題も、その様な文脈で読まれてもよいのではないかと考えるのである。

注(1) 塚越和夫「硯友社 廣津柳浪を中心に」(昭和四十八年五月 『日本

近代文学』第十八号)

(2) 同(1)

(3) 竹内博「廣津柳浪の深刻小説―「黒蜷蜒」と明治下層社会―」(昭和二十四年十一月 『文学』第十七卷第十一号)

(4) 山田有策「内なる(悲惨)の意味―柳浪ノート2―」(昭和五十四年五月 『国語と国文学』第五十六卷第五号)

(5) 同(1)

(6) 同(4)

(7) 例えば岩城準太郎氏は「廣津柳浪」(昭和七年四月)において、《第

一、人物や事件は世上に在るものには相違ないけれども、その表現は甚しく誇張されて、悲惨は益々悲惨、毒悪は愈々毒悪、善良はどこまでも善良になつてゐる。そこにこしらへるもの感を惹き起し、型を見せられる思を招き、現實自然の相でないと思へしめられる缺陷がある。》と指摘している。(『現代日本文学全集4』 昭和三十六年十一月 筑摩書房 所収)

(8) 同(1)

(9) 潮見俊隆、阪本美代子「近代日本文学における家族」(福島正夫編『家族 政策と法 7 近代日本の家族観』所収 昭和五十一年十一月 東京大学出版会)

(付記)

本稿は平成十四年九月十四日に行われた広島近代文学研究会における口頭発表を加筆したものである。席上種々ご教示下さった諸先生方にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

テキストは、『定本廣津柳浪作品集』(昭和五十七年十二月 冬夏書房)による。ルビは省略した。

() のみや ともゆき、広島大学大学院博士課程後期在学)